



遊々の森における森林教室等の 体験活動に関する協定書

木 城 町
西都児湯森林管理署

平成26年 1 月28日

遊々の森における森林教室等の体験活動に関する協定書

西都児湯森林管理署長（以下「甲」という。）と木城町長（以下「乙」という。）は、遊々の森における体験活動に関し、次のとおり協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1（協定の目的）

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協力により、本協定に基づく遊々の森における森林環境教育の推進を目的とした森林教室等の体験活動が円滑に実施されることを目的とする。

第2（遊々の森の名称、位置及び面積）

甲は、西都児湯森林管理署の尾鈴（石河内）国有林243い林小班の3.86haを遊々の森として乙に活動させるものとする。

なお、遊々の森の名称は「石河内里の森」とする。

第3（全体活動計画書の提出）

乙は、活動実施に当たって、別紙様式1により全体活動計画を作成し、甲と調整した上で、協定締結のあった日から14日以内に甲に提出するものとする。

第4（年間活動計画書の提出）

乙は、毎年度の活動の実施に当たって、別紙様式2により年間活動計画を作成し、甲と調整の上、前年度末までに提出するものとする。

なお、初年度にあっては活動を実施する前までに甲に提出するものとする。

また、年度途中で活動内容を著しく変更しようとする場合は、予め甲と連絡及び調整を行うものとする。

第5（活動実績の報告）

乙は、毎年度の活動実績について、別紙様式3により年度末までに甲に報告するものとする。

第6（活動の実施）

1 乙は、別紙様式1及び2の計画に沿って活動を実施するものとする。

2 甲、乙及び活動実施者は、適切な連絡調整を図りながら、活動の円滑な実施に努めるものとする。

- 3 乙は、活動実施者に対し、活動を行う森林が各般の法令等の制限を課せられている場合にあっては、その法令等による規定を遵守させ活動を実施させるものとする。

第7（入林の際の連絡・調整）

乙は、入林する場合にあっては、その都度、事前に当日の責任者名、入林者数、活動内容、入林期間等を、甲に書面（FAXによる場合を含む。）等により連絡し、必要な連絡調整を行うものとする。

また、乙は、責任者に活動参加者名簿を携行させるものとする。

第8（安全確保等の措置）

- 1 乙は、活動の実施の都度、実施場所ごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時等の連絡等の緊急体制の確保及び事後措置等について万全を期すること。
- 2 乙は、本協定に基づく活動の参加者の安全を責任をもって確保する。万一、活動に伴い事故が発生し、活動参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、予め明確にしておくこととする。

第9（経費の負担）

活動の実施に要する経費は、乙が負担するものとする。

第10（立木竹等の所有権等の権利）

乙は、協定締結期間中及び協定締結終了のいずれにおいても、実施箇所の土地、立木竹等についての所有権及び、活動により生ずる全ての権利を有しないものとする。

第11（施設の設置等）

- 1 乙は、活動に必要な施設を設置する場合は、仮設工作物等簡易なものであって、土地の形質変更が軽微なものに限るものとし、施設の設置計画等について、予め甲に連絡し、調整を行うものとする。
- 2 乙は、活動が終了した場合には、設置した施設を収去するものとする。但し、甲がその必要がないと認めたときにはこの限りではない。

第12（法令等の遵守）

乙は、活動の対象となる国有林野に係る法令等による規定を遵守するものとする。

第13（山火事防止等の措置）

- 1 乙は、当該実施箇所及びその周辺において、土砂の崩若しくは流出、火災等の災害又はその他の被害が発生し、又は発生の恐れがある場合には、遅滞なく甲に申し出るものとする。
- 2 乙は、活動参加者に対して、当該箇所及びその周辺における火災防止に充分留意し、山火事防止に万全を期するとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。
- 3 乙は、活動参加者に対して、活動に伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、当該実施箇所及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

第14（損害賠償）

乙が活動実施者は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他の国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

第15（活動の円滑な実施への協力）

甲は、活動が円滑に実施されるよう、体験活動の開始に当たっての現地案内及び説明並びに活動計画の策定に当たっての助言等の協力を行うものとする。

第16（遊々の森の適切な管理）

甲は、遊々の森が国民により自主的に整備等されるものであることを踏まえ、適切な管理を行うものとする。

第17（協定の破棄）

甲は、次の場合、この協定を破棄することができるものとする。この場合、甲は事前に乙に通知するものとする。

- 1 活動の対象となる国有林野に係る法令等に違反する行為があった場合。
- 2 協定に基づいた活動の実施の見込みがない、又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じたものと認められる場合。
- 3 遊々の森の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公共用、公用又は国の公益的事業の用に供する必要が生じた場合。
- 4 国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合。
- 5 協定締結による国民参加の森林づくり実施要領第5の2の団体の条件の全部又は一部を満たさないことが明らかになった場合。
- 6 協定締結者としてふさわしくない行為をしたことにより、協定締結者として不適当であると認められる場合。

第18（協定の有効期間）

- 1 この協定は、平成26年2月1日から平成29年3月31日まで効力を有するものとする。
- 2 この協定は、乙から申し出があり、甲がこれを認める場合は更新できるものとする。

第19（その他必要と認められる事項）

この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年1月28日

（甲）西都児湯森林管理署長 秋山 郁男

（乙）木城町長 田口 晃史

(参考)

「遊々の森」法令等制限内訳表

林小班	面積	関係法令		権利設定
		森林法	自然公園法	
243い	3.86ha	干害防備保安林	県立自然公園 普通地域	分収造林

(別紙様式1)「遊々の森」における全体活動計画書

年 月 日

西都児湯森林管理署長 殿

協定者(代表者)

住所:宮崎県児湯郡木城町大字高城1227-1

氏名:木城町長 田口晃史 印

「遊々の森」における全体活動計画書

1 「遊々の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
石河内里の森	宮崎県児湯郡木城町大字石河内 尾鈴(石河内)国有林243林班い小班	3.86 ha

2 全体活動計画

(1)活動の目標

--

(2)活動の内容及びスケジュール

活動の内容	1年次 H25	2年次 H26	3年次 H27	4年次 H28	5年次 H29	合計
合計						

(注)

- ・活動内容については、頻度(回数)等について記述する。
- ・資材・道具置場等の仮設工作物を設置する場合は記述する。

3 その他

※ 各種法令の指定状況

--

(注)

- ・本欄については、森林管理署で記入。

(別紙様式2)「遊々の森」における年間活動計画書

年 月 日

西都児湯森林管理署長 殿

協定者(代表者)

住所:宮崎県児湯郡木城町大字高城1227-1

氏名:木城町長 田口晃史 印

平成 年度「遊々の森」における活動計画書

1 「遊々の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
石河内里の森	宮崎県児湯郡木城町大字石河内 尾鈴(石河内)国有林243林班い小班	3.86 ha

2 平成 年度活動計画

活 動 の 内 容		活 動 時 期				
		月	月	月	月	月
合計						

参考:活動事項の例;植樹、下刈、間伐、歩道整備、森林教室、自然観察、林内清掃など

3 その他

※ 各種法令の指定状況

--

(注)

・本欄については、森林管理署で記入。

(別紙様式3)「遊々の森」における年間活動実績報告書

年 月 日

西都児湯森林管理署長 殿

協定者(代表者)

住所:宮崎県児湯郡木城町大字高城1227-1

氏名:木城町長 田口晃史 印

平成 年度「遊々の森」における活動実績報告書

1 「遊々の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
石河内里の森	宮崎県児湯郡木城町大字石河内 尾鈴(石河内)国有林243林班い小班	3.86 ha

2 平成 年度活動実績

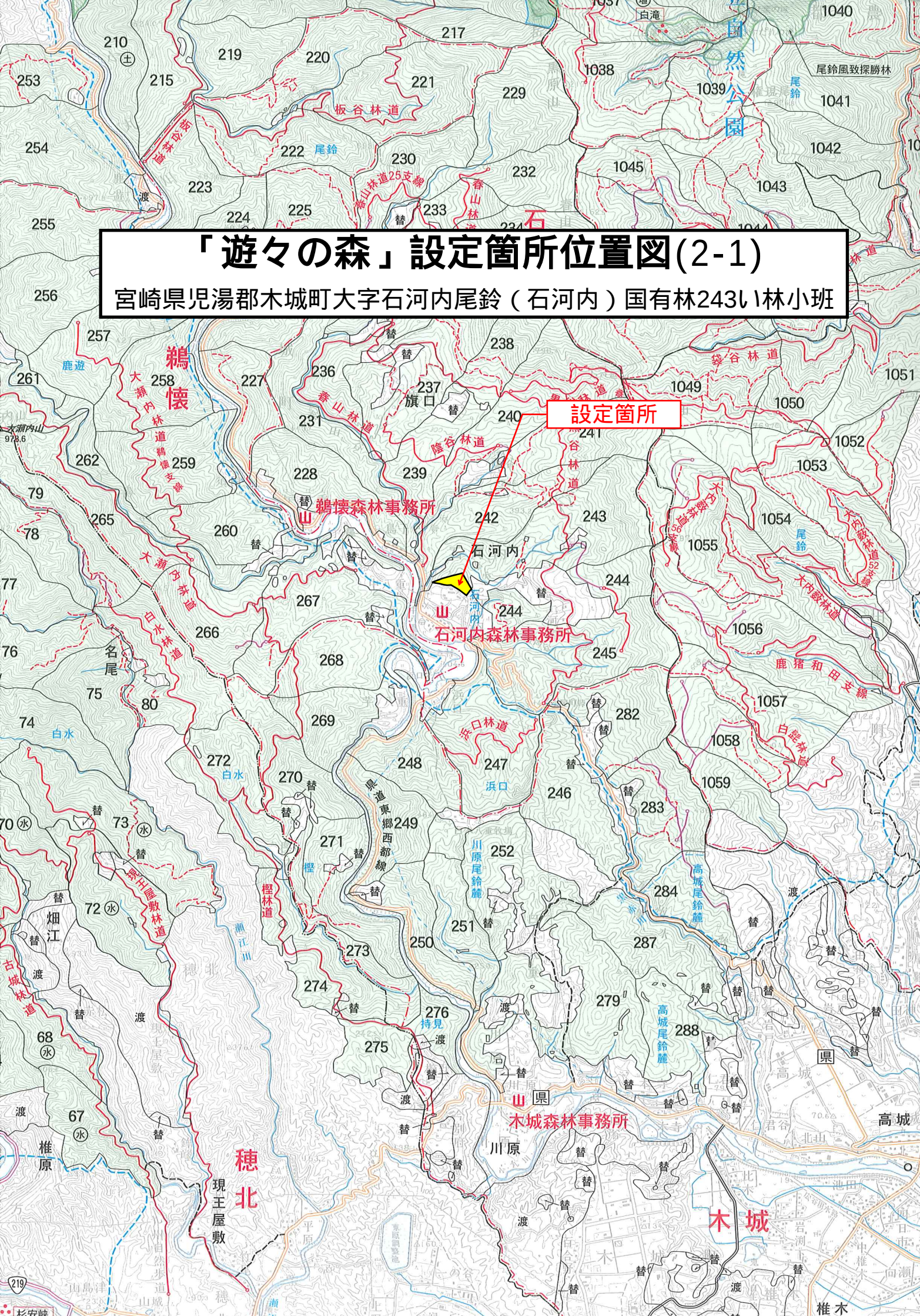
実 施 日	活 動 実 施 者	参加者数 (参加者内訳数)	活動内容 (数量等)

※

- ・参加者数欄には、参加者の内訳を記載すること。
- ・内訳は、幼児、小学生、中学生、高校生、大学生、教育委員会、緑の少年団、大人等により区分すること。
- ・本表により書ききれない場合には、同様の様式により報告すること。

3 その他

「遊々の森」設定箇所位置図(2-1)
宮崎県児湯郡木城町大字石河内尾鈴（石河内）国有林243い林小班



「遊々の森」設定箇所位置図(2-2)

宮崎県児湯郡木城町大字石河内尾鈴（石河内）国有林243い林小班

